

EMS用機器等導入助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）がエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）及び事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダー」という。）を導入する際、代金の一部を助成することとし、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うことを目的とする。

(対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は、以下基準に該当するものとする。

- (1) EMS用車載器
エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器で、全ト協選定機器一覧(EMS機器)に示すものとする。
- (2) ドライブレコーダー車載器
映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で、簡易型・標準型・運行管理連携型ドライブレコーダー一覧に示すものとする。

(助成対象期間)

第3条 原則として、当該年度の2月末日までの導入分とする。

- 2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装着する第2条の機器に対して、1台あたり上限2万円を交付する。また、1事業者あたり20台を限度とするが、保有車両台数が20台未満の事業者については、車両台数を上限とする。ただし、他からの補助金等がある場合には、助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施することができる。

- 2 交付額には消費税を含めないものとする。
- 3 当該機器が第2条(1)及び(2)のいずれの基準にも該当する場合であっても、交付額は機器1台分とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号のEMS機器等導入助成事業実績報告書(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書等(リースの場合は、リース契約書)
- (3) 装着車両の自動車検査証
- (4) 装着証明書(装置に係る費用を車両代に含む場合)

(助成金の交付)

第6条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容

を審査し、適正と認めたときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第7条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならないものとする。

- 2 交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該機器に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(対象装置の処分)

第8条 交付対象となった機器が、装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

- 2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

(保存期間)

第9条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、2019年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。